

青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) 市浦Ⅱ風力発電事業計画段階環境配慮書)

- 1 事業実施想定区域には、保安林、鳥獣保護区が存在しており、その大部分が「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」で定める保全地域に該当している。このため、同条例で定める地域区分を確認した上で事業計画の検討を進めること。
- 2 事業実施想定区域は、鳥獣保護区を包含し、周辺には、重要野鳥生息地（IBA）、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）が存在し、サシバ、ハチクマ等の希少猛きん類が確認されているほか、ガン類、ハクチョウ類の渡り鳥の経路になっている可能性がある。このため、事業実施により、これら鳥類に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、鳥類にとって重要な地域であることを十分に留意し、情報収集や現地調査を行うこと。
- 3 事業実施想定区域には、既設の風力発電施設が存在し、その施設周辺でのバットストライク及びバードストライクの実態を把握できることから、その調査結果を踏まえて風力発電設備の規模、配置等を検討すること。
- 4 事業実施想定区域及びその周辺には、既存及び計画中の風力発電事業が多数存在していることから、これらの事業との累積的な環境影響が懸念される。このため、同区域及びその周辺の事業について十分に情報収集した上で、本事業との累積的な環境影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備の配置等を検討すること。
- 5 事業実施想定区域は、四ツ滝山に連なる良好な自然環境とのバッファゾーンとしての役目を担っており、水源かん養保安林が存在している。保安林は公益目的を達成するため、特に重要な森林を指定しているものであり、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、保安林の機能低下を招くおそれがあるため、事業計画の具体的な検討に当たっては、その機能に影響を及ぼさないよう保安林を除外すること。